# 平成29年度 対馬市農業委員会第9回総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年 1月26日(金)午後 3時30分から午後 4時30分
- 2. 開催場所 対馬グランドホテル 会議室
- 3. 出席委員
  - ·農業委員 (12人)

1番 永 留 正 司 2番 4番畑島孝吉 桐谷善明 5番 縫 田 和 己 6番 7番 黒 小 宮 貞 司 瀬勝 弘 裕一郎 岡村高 9番 太田深雪 8番 史 11番 波 田 12番 松 村 英 13番 早 田 茂 14番 初 村 重 政

·農地利用最適化推進委員 (8人)

4. 欠席委員 (2人)

3番 神 宮 教 子 10番 阿比留 なみ惠

- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 会議書記の指名
  - 第4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 非農地通知について

議案第29号 非農地証明書交付願について

議案第30号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)

議案第31号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

中 司 智 文

農業委員会事務局参事兼課長補佐 庄 司 克 啓

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐 志賀慶二

## 7. 会議の概要

## 議長

皆様、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

おだやかな初春をご家族おそろいでお迎えのこととお慶び申し上げます。

新年を迎え、初めての総会開催のご案内をいたしましたところ、委員皆様方には、年頭の慌ただしい中にも、多数ご出席をいただきましてありがとうございます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。また、今週に入りまして一段と寒さが増しております。どうぞ身体に気を付けてお過ごしいただきますよう願います。

それでは総会に入ります。着席して議事を進めさせていただきます。

平成30年の総会になります。今年一年、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。先程、事務局長からも報告がありましたが、議案第29号「非農地証明書交付願い」につきましては、1月24日取り下げの申し出があっておりますので、審議しない旨ご報告致します。

報告します。神宮教子委員、阿比留なみ惠委員から欠席の届け出があっております。

ただ今より、平成29年度、対馬市農業委員会第9回総会を開会いたします。 現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名、従いまして過半数以上 の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基 づき、総会は成立いたします事を報告します。

なお、農地利用最適化推進委員、8名もご出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、 ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、5番、縫田和己委員、9番、太田深雪委員に お願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長 及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

#### (事務局長挙手)

## 事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第26号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。議案書1ページから5ページまでが番号1の議案内容でございます。

番号1は、上対馬町 $\bigcirc$ 0000さんから同地区 $\bigcirc$ 000さんに田1筆、畑50筆、合計51筆を贈与するものであります。

なお、経営面積は9,728平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

# 議長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(4番 委員举手)

# 4番 烟島孝吉委員

説明致します。第3条による許可申請についてですけど、譲受人〇〇さん、譲渡し人〇〇さん、これは親子関係で贈与による所有権移転でございます。去る1月19日午前10時より、〇〇さん、担当の上対馬振興部の糸瀬係長、私と3人で現地立会いを致しました。私も〇〇と言う事でですね、分かっておるわけですけど、別に父親がですね85歳ですから高齢でと言う事もあって所有権の移転をされると伺っております。問題は無いと私は思っております。以上です。

# 議長

ただ今、地元委員からの補足説明が終わりました。質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

本案件につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い 致します。全員賛成でございます。

本議案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長举手)

#### 事務局長

議案書の6ページをお開き願います。議案第27号、「農地法第5条第1項の 規定による許可申請について」でございます。

番号1は、峰町 $\bigcirc$ 00 $\bigcirc$ 0さんから、同町 $\bigcirc$ 00 $\bigcirc$ 0さんに、同町 $\bigcirc$ 0の畑2 筆、面積は372平米を贈与して一般住宅用地及び倉庫用地に転用するものであります。

位置図、写真等を7ページから15ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

# (1番 委員举手)

# 1番 永留正司委員

番号1について説明を致します。この案件は11月の第7回総会において、違反転用案件として審議したもので、審議結果を受け11月29日に長崎県知事に違反転用報告が提出されました。その後、県の審査を受け平成29年12月1日付で、12月11日付で違反転用案件に対する処分等の判断として、1、当初から許可申請をしていれば許可相当であったこと。2、当該違反転用により周辺農地や農業に影響がないこと。原状回復を行う事は物理的に難しいこと。故意に違反したのではなく、反省の意を示しており、過去に違反転用を行ったことがないこと等、総合的に勘案し追認許可相当と判断されたため、今回の申請に至りました。現地は、違反発生後から工事を停止しておりまして、11月の総会で説明があったとおりでございます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

# 議長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。 (質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1について賛否を問います。

議案第27号の番号1につきまして、原案のとおり許可する許可相当とすることに、 賛成の方の挙手をお願い致します。 全員 賛成でございます。

本議案は、許可相当とし、県知事に進達することに決定いたします。

つづきまして、議案第28号「非農地通知について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。

# (事務局長挙手)

# 事務局長

議案書の16ページをお開き願います。議案第28号、「非農地通知について」 でございます。

提案理由、農地利用状況調査(荒廃農地調査)等の調査結果に基づき、農地と して再生することが困難と思われる農地を非農地と判断し、適正な農地管理を実 施するために提案するものであります。

- 1、非農地通知を発出すると判断される農地。資料1に、1筆ごとの対象農地 一覧表を掲載しています。別添資料1です。別添資料2に、1筆ごとの対象農地 を図示した位置図、航空写真を掲載しています。
  - 2、対象となる筆数は774筆。
  - 3、対象となる面積は377、974平米でございます。

非農地判断は、提案理由の農地利用状況調査の他に、課税台帳の現況地目と航空写真で確認しております。資料1、2について説明いたします。資料1の非農地通知対象農地一覧をお願いします。表紙の裏側に地区別一覧表を記載しております。上県町○○地区の○○、○○、○○等、今年度も農地中間管理事業を行った地区を中心に非農地通知を行いますが、上県町○○地区の一部も通知対象とし

ております。 1ページをご覧ください。 1筆ごとの一覧です。左から土地番号、農家番号、所在地、登記地目、登記面積、現況地目、所有者名、荒廃農地調査分類、判断根拠と記載しております。 12ページまでありますのでご参照ください。資料 2 の非農地通知対象農地位置図をお願いします。 1ページをご覧ください。  $\bigcirc$ 0・ $\bigcirc$ 0の航空写真です。緑色の線に囲まれたピンク色の所が非農地通知対象 農地です。 2ページが $\bigcirc$ 0・ $\bigcirc$ 0、最終ページ、7ページが $\bigcirc$ 0の航空写真となります。担当地区の確認をお願い致します。

対馬市には、このような土地が2万筆弱あると思われますが、一括での処理が 困難なため、年次計画を立てて取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

# 議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。 質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りいたします。

議案第28号につきまして、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手を お願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、原案のとおり通知することに決定いたします。

つづきまして、議案第30号「農地農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

# 事務局長

議案書の24ページをお開き願います。議案第30号、「平成29年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は12件で、内訳は、貸し手12人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が17筆、面積は21, 004平米、畑が17筆、面積は14, 687平米で、合計筆数34筆、合計面積35, 691平米でございます。なお、農用地利用集積計画表を25ページ、26ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

# 農林・しいたけ課 課長補佐

失礼します。対馬市農林・しいたけ課の志賀と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。私の方から議案第30号「農地農用地利用集積計画について」説明させていただきます。25ページ目と26ページ目に記載してますとおり、内容としましては、今現在賃貸借契約している農地を一旦解約いたしまして、使用貸借に再度契約し直すと言う事で、今回手続きを行っております。制度上、賃貸借のまま配分計画を変えることができませんので、一旦解約しまして集積し直すと言う事になっております。今回、地区としましては、○○地区、○○地区、○○地区、○○地区の4地区で、12人34筆、登記面積で35,691平米でございます。今回は再契約でございますので地図等は用意しておりませんけれども、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

# 議長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

質疑等ございませんでしょうか。

(8番 委員举手)

### 8番 岡村高史委員

この借り手の人はですね何を作られているんでしょうか。

#### 議長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

## 農林・しいたけ課 課長補佐

あの一次のページ、27、28ページからが借りてらっしゃる方の一覧表がございますけれども、1番の○○さん、○○さんは田圃ですので米でよろしいと思います。3番目の○○様は、これは飼料作物か蕎麦になります。あと4番目と5番目のこちらは○○ですので、水田で米を作ってらっしゃいます。あと○○と、えっと○○の方は、これは今現在は飼料作物です。○○の方は樹園地でございまして、梨の方になってます。

#### 議長

他、ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第30号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議案第31号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

# 事務局長

議案書の27ページをお開き願います。

議案第31号、「平成29年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受けるものは5人でございます。農地の内訳は、田が16筆、面積は19,251平米、うち再配分が5筆の4,975平米。畑が7筆、面積は9,254平米で、合計筆数23筆、合計面積28,505平米でございます。うち、再配分が5筆、面積が4,975平米でございます。なお、農用地利用配分計画(案)を28ページから30ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

### 議長

事務局の説明が終わりました。次に、農林・しいたけ課の説明をお願いします。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

## 農林・しいたけ課 課長補佐

28ページをお開き下さい。こちらから整理番号1となっておりまして、○○様の方に○○地区8筆を配分する計画です。次29ページ目の上の段が整理番号2としまして、○○地区の1筆を○○様に配分します。3番目が○○地区の9筆を○○様。次の30ページ、ここが4と5になりますけど、こちらが○○地区でございまして、○○様と○○様に再配分で5筆ですねしたいと思います。あと○○地区と○○地区を集積しておりますけども、借り手がまだ見つかっておりませんので、今回は配分計画の方の提出はあっておりません。簡単でございますが説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

# 議長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第31号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。 全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かございませんでしょうか。

(19番 推進委員挙手)

# 19番 西山義典委員

○○に貸し与え契約した場合ですね、さっき配分のない場所もあったと報告がありましたが、仮にずっとそのそこの配分、土地の借り手のいない場合は○○の方としてはどんな処理をするんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

## 議長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

# 農林・しいたけ課 課長補佐

制度上借り手が見つからない場合は、3年間○○の方が借りた集積したままになっとりまして、3年後までに見つからなければ解約いたしまして、ご本人に戻すと言う事になります。ですから市の方としましては、3年間の間に借り手を出来るだけ見つけると言う事をしなければなりません。そこには返すんですけどもペナルティー的なものはございませんので、今回は2地区解約なっておりますのでその借り手を見つけていって、3年間借り手を見つけると言うかたちになります。よろしいでしょうか。

## 議長

(19番 推進委員挙手)

### 19番 西山義典委員

その以降は、まだ借り手が多分離農するがために多分その契約すると思うんですよね。その後ですよね、返した後、またそこが非農地か、の申請とかなんか出てくる可能性もありますよね。ただ、それの時期をずらすち言うだけの話になってしまうんですよね。

### 議長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

#### 農林・しいたけ課 課長補佐

見つからなければそうなりますけれども、制度上はですね3年間は見つけなさいと言う事になっておりますね。その後は状況によりますけども、その非農地に

なる可能性もないことはありません。

# 議長

他にご意見はございませんでしょうか。

(24番 推進委員挙手)

# 24番 糸瀬安則委員

今、先程、委員の方から意見が出ました私もその通りだろうと思うんですが、と申しますのは3年後はまた元の姿に戻ると言う事ですけども、その場合にまた非農地証明とか言うのを取っていくのかどうなのか。そこらへんがですね、その市の方としては3年間斡旋を努力をしますと言う事ですが、その後は今言われるさっき委員が言われるように元にまた戻ると言うこと、そこらへんがですねそう言う所は大いに有ろうと思うんです。と言うのは、トラクターとか、或いはそう言ったものがどんどん通るような所はいいけども、この地図は私、〇〇地区、〇〇、〇〇地区を見てみますと、非常に不便なところがあるんですね。そう言う所が今現在沢山有る訳ですけども、もう一括してその貸し与えていただければ一番いい訳ですけど、なかなかそうわいかんちゃないかなと言う事を感ずる訳ですね。ですから、非常にその集積の努力はされてるでしょうけども、大変難しいところが出てきやせんかなーと言う気がします。以上です。

# 議長

他にございませんでしょうか。

(23番 推進委員举手)

# 23番 日高安実委員

1点質問をしたいと思います。この資料の1ですね。今日の資料の1です。非 農地通知一覧ですね。○○地区、○○地区なんですが、登記の地目と現況の地目 が変わってるところが多い訳なんですね。それで国調はこの地区は終わったんで しょうか。国土調査で地目の変更まではいかなかったんでしょうかね。

#### 議長

(事務局長举手)

#### 事務局長

あの、その点についてお答えします。○○地区はまだ国調が終わっておりませんが、課税台帳がですね現況地目で課税されていると言う事で、国調で調査した訳じゃなくて、税務担当が現地を行って調査したなかで宅地だったりとか雑種地とか山林とか、ち言う判断をされている分について地目を現況に変えております。

# 議長

(23番 推進委員挙手)

# 23番 日高安実委員

はい。わかりました。

# 議長

他にございませんでしょうか。

(無の声あり)

(事務局長挙手)

# 事務局長

無いようですので、私の方からお願いをしたいと思います。机の上に農業者年金のパンフレットを置かせてもらっております。農業会議より再三にわたって年金加入促進の依頼があっております。先日開催されました、会長、事務局長会議におきましても年金加入の推進依頼があっておりまして、パンフレットが送付されてきております。2部配布をさせていただいております。対馬市におきましても、年間加入目標を一人としておりますがなかなか厳しいところでございます。つきましては、委員お一人様2戸以上戸別訪問を実施されまして、年金加入の推進にお取組願いたいと思いますので、よろしくお願い致します。なお、農業新聞の購読につきましても同じように再三依頼があっております。まだ購読されていない委員さんにおかれましては、是非購読していただきますようどうぞ宜しくお願い致します。以上です。

# 議長

ご意見、ご質疑等がないようですので、本日の日程を終了したいと思います。 本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうご ざいました。本年が皆様方にとりまして、健康で実りの多い一年になりますこと を心より祈念申し上げまして閉会のあいさつと致します。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第9回総会を閉会といたします。

どうもお疲れ様でした。

会	長	初	村	重	政	
署名	委員					
署名	委員					